

令和2年度自己点検・評価について

—教学関係報告書—

「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と学校教育法第109条第1項に定められている。

本学では、東日本国際大学自己点検・評価委員会規程第4条にある「本学における教育・研究水準の向上を図り、社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う」に基づき、定例の委員会活動を通じて自己点検・評価作業を進めてきた。

令和元年度は、前年度の受審を終えての振り返りならびに資料等の整備に時間をあてた。令和2年度からは、3年計画で、平成29年度に受審した認証評価の結果を踏まえつつ、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準をもとに、①教学分野 ②財政や施設面 ③地域貢献、留学生に焦点をあてた検討作業を順次進めることとした。以下が1年目に当たる教学関係に焦点をあてた報告書である。

令和3年 3月 30日

東日本国際大学自己点検・評価委員会

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 東日本国際大学の建学の精神

東日本国際大学（以下、「本学」という。）の建学の精神は孔子の教え・儒学に立脚している。その教えは中国大陸のみならず、わが国を含めた東アジア諸国に古くから伝わり、学問体系としては各国において生活に根差す形で独自の発展を遂げている東洋思想の一つである。

孔子の教えすべてが本学の建学の精神であるが、特に『論語』の章句より「義を行いてその道に達す（行義以達其道）」（季氏篇）を選び出し、学是としている。本学の目指す「義」の精神は、「義」を行うことによって自分自身を切り開いていくことである。また「義を行う」とは、人間として為すべき使命を果たすことであり、端的に言えば理想を抱きながら現実の変革のために行動することにほかならない。

儒学に説かれる「徳」とは、誰もが人間として、人とともに生きるためのさまざまな力である「人間力」であり、人間としての思いやり、優しさ、そして何よりも人間の使命感をもって、人のために行動する力こそ「人間力」である。そうした観点に立って、知識のための知識ではなく、「行義」の二字に込められた実践知、人間力を身につける人格の形成と教育を通じ、広く社会に儒学思想・倫理を啓発普及させることが本学の教育理念となっている。

本学の運営母体である学校法人昌平黌は、私立開成中学校（現・開成学園高等学校）第4代校長田邊新之助により開設された勤労青少年のための開成夜学校に端を発するが、その淵源は江戸期の昌平坂学問所（昌平黌）にまでさかのぼることができる。「昌平」は孔子の生誕地である現在の中華人民共和国山東省曲阜市昌平郷に由来し、孔子にまつわる地名にもよく使われている。その意味は、「国が栄え、世の中が平らかに治まる」こととされている。本学は江戸時代から続く昌平黌の伝統を守り、かつ新しい学問の道を開くことを目指している。

2. 本学の使命と目的

本学は、建学の精神である儒学を根幹として、世界の平和と人類の福祉を基調とする経済学ならびに社会福祉学を教育・研究することを目的とし（学則第2条）、「基礎的専門性を備えた学士」を養成するため、次のような到達目標（学位授与方針〈ディプロマ・ポリシー〉）を設定し卒業判定を行っている。

- ①建学の精神である儒学を理解し、義を行わんとする強い意欲と寛容の精神をもつこと。
- ②教養として文化・社会・自然等に関する知識や社会人として必要な語学・ICT（情報コミュニケーション技術）など汎用的な技術と能力を身につけ、社会人としての態度・倫理観・社会的コミュニケーション能力をもつこと。

- ③地域社会への貢献や異文化の理解と国際交流に努める能力と意志をもつこと
- ④これらの知識・技能・態度等を総合的に動員できる応用力・創造力をもつと同時に、生涯を通して学習に励み教養を深めることができるようになっていること。

経済経営学部は、建学の精神である儒学を根幹としつつ、経済や社会、企業の仕組みを理解し、ICTの知識・技術を駆使して問題を発見・解決できる人材を育てることを目標とし、以下の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を立て卒業認定を行っている。

- ①社会や企業で活躍するために必要な国語力、基礎的な外国語力、ICT駆動力を身につけ、コミュニケーションスキルが備わっていること。
- ②情報社会と国際経済情勢との関連や、経済経営に関する専門知識・理論・技能・倫理を理解し、応用することができること。
- ③授業及びスポーツ、ボランティア活動などの課外科目を通して自己規律とチームワークのもとで協働できる実践的能力を身につけること。
- ④国際経済ならびに地域経済の発展へ寄与し、社会人としての義務と責任を果たす意思と能力を備えていること。

健康福祉学部は、儒学を根幹としつつ、社会福祉専門職の養成ならびに社会福祉全般に寄与する人材の育成を目標とし、以下の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を立てて卒業認定を行っている。

- ①社会福祉に関心をよせる社会人としての素養を身につけ、生涯を通して学習に励み教養を深めることができるようになっていること。
- ②社会や社会福祉領域の職場で活躍するために必要な日本語力、基礎的な外国語力等を身につけ、コミュニケーションスキルが備わっていること。
- ③国際比較の視点から各国の福祉環境（制度、施策、福祉文化）に興味をもち、あわせて異文化の理解と国際交流に努めようとする態度が備わっていること。
- ④スポーツ、サービ斯拉ーニング、ボランティア活動等を通して自己規律とチームワークのもとで協働できる能力を身につけていること。
- ⑤福祉専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、その他）に必要とされる価値・倫理・知識・技術について理解するとともに、地域の福祉的課題に主体的に取り組む能力を身につけていること。

本学は、建学の精神である儒学の教えに根差し、「基礎的専門性を備えた学士」の養成のため全学として次の目標（カリキュラム・ポリシー）を掲げている。

- ①学生は全員、少人数のゼミ（演習）に全学年で所属し、担当教員は、初年次教育、基礎的専門教育、専門教育、卒業研究指導、就職活動支援などを通して、きめ細かな指導と対応にあたる。
- ②本学の建学の精神である儒学に関する知識・理解を深めるための科目を設定してい

る。

- ③語学や情報処理技術、国語力など社会人としての基礎力である汎用的コミュニケーションスキルに関する科目、文化、社会、自然科学、スポーツ等に関する一般教養科目を設けている。
- ④キャリア形成・資格取得に関する科目を設け、学生が当初より自らのキャリア・デザインを描くことができるようにしている。

経済経営学部は、9コース制（「公務員・教職コース」「企業経営コース」「経済・金融コース」「AI・情報システムコース」「スポーツマネジメントコース」「観光マネジメントコース」「グローバル人財育成コース」「エジプト考古学マネジメントコース」「留学生コース」と少人数ゼミ教育を有機的に結びつけた教育を行うため、「教養科目」「共通専門基礎科目」「専門科目」及び「資格・教職課程等に関する科目」というカリキュラム編成を行い、次の目的を掲げている。

- ①教養科目と専門科目等を楔形に配置し、教養、共通専門基礎、専門等の科目の内容が有機的に結びつけられるようにしている。
- ②教養科目として、地域社会及び国際社会で活躍できる人材の育成のために外国語、国語力・論述力の育成をはかる科目、学部の特性を考慮したユニークな科目を設定している。
- ③共通専門基礎科目として、経済及び経営に関する必修科目を中心にどのコースにおいても必要な経済経営の基礎的な知識と技術を習得できるようにしている。
- ④専門科目として、各コースに特有の専門性の高い科目を配置し、専門的知識と能力を修得できるようにしている。

健康福祉学部は、社会情勢の変化とともに、福祉専門職を目指す学生のほかに、健康ならびにスポーツ、社会福祉全般について学び地域社会に貢献したいという学生も広く受け入れている。そのため、「ソーシャルワークコース」「スポーツ健康コース」「心理福祉コース」「介護福祉コース」の4コースを設定している。

カリキュラムは、社会福祉士・精神保健福祉士、介護福祉士の国家試験受験資格取得に必要な指定科目のほか、資格取得を目指さない学生に対しても柔軟に対応できるよう、「教養科目」「共通専門基礎科目」「専門科目」「資格関連科目」で編成されている。

- ①教養科目は、基礎的なコミュニケーションスキルや学習スキルを身につける科目のほか、視野を広げ人間洞察力を高めることにつながる科目で構成されている。
- ②共通専門基礎科目では、福祉援助を必要とする人々について学ぶとともに、社会福祉をめぐる基礎的知識・制度・思想・倫理などの理解を深めていく。
- ③専門科目では、相談援助に必要な基礎的知識・技術・価値・倫理について学び、各自の進路に応じてこれらの知識・技術・価値・倫理を身につけていくことを目指し

ている。

- ④専門科目の実習教育では、地域の福祉施設・機関との契約・連携のもと、相談援助活動の実際について体系的に学ぶとともに、実習先の選択は、将来の進路選択につながるように配慮している。
- ⑤各学年の少人数ゼミでは、4年間を通して、主体的に学ぶ態度、積極的に発言する力及び討論を通して他者の考えを聞く力、興味ある課題を発見する力、課題を専門的に探究する力を育成する。
- ⑥国家資格である社会福祉士・精神保健福祉士、介護福祉士を目指す学生を対象とした受験セミナーを開講している。

本学が求める学生像及び受け入れの基本方針（アドミッション・ポリシー）は、

- ①建学の精神を理解し、倫理観の高揚を図る意欲のある人
- ②社会人としての基礎能力を身につけ、その上に専門知識の習得を目指す人
- ③勉学及びスポーツ・文化・社会活動等を通して豊かな人間性を発展させた人
- ④修得した知識や能力を活かし地域社会・国際社会に貢献する強い意欲を持っている人の4項目を掲げている。

経済経営学部は経済経営の専門学部として、

- ①経済経営の幅広い分野に興味を持っている人
- ②将来の社会人・経済人として必要不可欠なICTの知識とスキルを身につけたい人
- ③国際経済や地域経済に関心を持ち、その発展に貢献したいという強い意欲を持っている人
- ④社会に必要な基礎能力と自らの得意とする分野の専門知識の両方を高めたい人の4項目を掲げている。

健康福祉学部は専門学部として、

- ①福祉の幅広い分野に興味を持っている人
- ②社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の国家資格取得を目指す人
- ③地域福祉の向上に貢献したいという強い意欲を持っている人
- ④福祉国家・福祉社会の発展のために、福祉の知識を広く社会で活かしたい人の4項目を掲げている。

3. 本学の個性・特徴

本学では、建学の精神として「儒学の教え」を掲げており、この精神を教育・研究・社会貢献等のあらゆる活動において具体化している。教育においては、儒学に関わる科目を設け、毎年開催される「孔子祭」を全学生の参加行事としており、研究面でも東洋思想研究所において儒学文化研究部門を設け、研究を進めている。また、地域の人たち

に開かれた「論語素読教室」を開催するなど、積極的に社会貢献を進めている。

本学では、初年次教育、GPA(Grade Point Average、以下、「GPA」という。)、学習ポートフォリオ、学生記録等、教育制度の整備を進めてきたが、そのなかでも本学の特色と言えるのは、演習（ゼミナール）を中心とする少人数教育である。両学部とも全学年で学生はゼミに所属し、少人数の学生数でゼミが運営されている。

このゼミは同時に学生教育及び学生指導全般にわたる指導の基本単位ともなっており、ゼミ担当の教員は学生の教育・生活全般にわたるアドバイザーまたは学生支援教員としての役割をも果たしている。ゼミ担当者は、教育面については学習ポートフォリオを利用し、生活面については学生記録を利用して、学生との定期的な面談を通じて教育・生活全般にわたる学生指導を実施している。

本学では教員と学生との距離を短くし親身な学生指導を実施するために、ゼミを中心とする活動を教育の中心に据えている。またこのゼミは、キャリア教育とも連動し、ゼミを中心とする学生、保護者、大学が三位一体となったキャリア教育の一環を担っており、その成果は4年連続就職率100%と数字に現れている。

正課教育以外の課外活動においても、人間力あるいは社会人としての基礎力育成のための活動として、学生が目的を持って自己の実現を図ることを目指すさまざまな活動を支援している。それらは正課教育と相まって、学生の自立心を養い、問題解決能力とコミュニケーション能力を高めることを目指したものである。野球などのスポーツ系の学生の活動は本学では活発であるが、それは同時にこれらの人間力育成のための課外活動となっている。

本学では、教育・研究活動と同時に地域への社会貢献を重要な大学の使命としており、地域の中で地域に貢献し地域と共に生きる大学でありたいと願っている。コロナ禍の発生によりイベントの多くが中止されるなかではあったが、地域と大学を結ぶ窓口となる「地域連携研究センター」を核として、地域コミュニティ活性化を目的とした企画への協力、地域住民を対象とした公開講座などを地道に進めている。

本学は留学生教育と国際交流を重視しており、時代が要請する大学の国際化を進めると同時に地域の国際化を図る拠点としての役割を担っている。本学は儒学を建学の精神とすることからアジアの諸大学との交流が深く、留学生も広くアジア諸国から多く留学してきており、大学の国際化が進んでいる。また留学生は、地域の各種イベントへの参加、小学校など教育機関の訪問ならびに児童生徒との交流、震災後の被災地からの情報発信活動など、地域での国際交流に欠かせない役割を果たしている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

- 明治 36(1903)年 2月 田邊新之助により私立東京開成中学校内に開成夜間学校を設立
- 大正 12(1923)年 9月 関東大震災で校舎消失、仮校舎にて授業継続
- 大正 15(1926)年 5月 東京市神田駿河台に新築移転
- 昭和 7(1932)年 12月 財団法人昌平財団を設立、校名を昌平中学と改称
- 昭和 23(1948)年 4月 学制改革により昌平高等学校（定時制普通科）と改称
- 昭和 41(1966)年 3月 短期大学新校舎落成（いわき市平鎌田字寿金沢 37 番地）
- 昭和 41(1966)年 4月 昌平覺短期大学商経科が開学（昌平高等学校廃止）
- 昭和 47(1972)年 1月 昌平覺短期大学をいわき短期大学と改称、商経科に第二部を設置
- 昭和 54(1979)年 2月 いわき短期大学幼児教育科設置認可
（幼稚園教諭二級普通免許状・保母資格取得認定）
- 昭和 55(1980)年 5月 いわき短期大学女子学生寮が落成
- 昭和 56(1981)年 2月 いわき短期大学附属幼稚園設立
- 昭和 61(1986)年 4月 いわき短期大学に別科設置
（経営情報専修課程・留学生別科）
- 平成元(1989)年 4月 いわき短期大学に幼児教育科専攻科福祉専攻設置（介護福祉士資格取得認定）
- 平成 6(1994)年 12月 東日本国際大学経済学部（国際経済学科・経済情報学科）設置認可、法人名を学校法人昌平覺と改称
- 平成 7(1995)年 4月 東日本国際大学開学
- 平成 8(1996)年 4月 東日本国際大学に経営情報専修課程・留学生別科を併設
- 平成 12(2000)年 4月 東日本国際大学附属昌平中学・昌平高等学校開校
- 平成 14(2002)年 6月 学校法人昌平覺 100 周年記念式典開催
- 平成 15(2003)年 4月 東日本国際大学経済学部に教職課程設置
- 平成 17(2005)年 4月 東日本国際大学福祉環境学部に教職課程設置
- 平成 19(2007)年 4月 東日本国際大学経済学部を経済情報学部（経済情報学科）に改組
- 平成 20(2008)年 4月 東日本国際大学福祉環境学部社会福祉学科・精神保健福祉学科を福祉環境学部社会福祉学科に改組
- 平成 23(2011)年 3月 東日本大震災で 1 号館が大規模半壊
- 平成 24(2012)年 7月 東日本国際大学福祉環境学部の教職課程を廃止
- 平成 25(2013)年 2月 新 1 号館が竣工
- 平成 25(2013)年 6月 学校法人昌平覺創立 110 周年記念式典開催
- 平成 26(2014)年 12月 東日本国際大学附属昌平中学・高等学校第二校舎竣工

平成 28(2016)年 4 月 東日本国際大学経済情報学部（経済情報学科）を経済経営学部（経済経営学科）に、福祉環境学部（社会福祉学科）を健康福祉学部（社会福祉学科）に改組

平成 28(2016)年 6 月 東日本国際大学創立 20 周年・いわき短期大学創立 50 周年記念式典開催

平成 30(2018)年 3 月 いわき短期大学幼児教育科専攻科福祉専攻廃止（東日本国際大学健康福祉学部開設）

平成 30（2019 年 4 月）健康社会戦略研究所設立

2. 本学の現況

- ・ **大学名** 東日本国際大学
- ・ **所在地** 〒970-8567 福島県いわき市平鎌田字寿金沢 37 番地
- ・ **学部の構成**

（令和2年5月1日現在）

学部名・別科名		学科・別科名	備考
学部	経済経営学部	経済経営学科	2007年4月 経済学部を経済情報学部経済情報学科に改組 2016年4月 学部学科名称を変更
	健康福祉学部	社会福祉学科	2004年度開設 2016年4月 学部名称を変更
別科	留学生別科	留学生別科	1996年度開設

・ 学生数等、教員数、職員数 （令和2年5月1日現在）

学 生 数	618 人(学部学生)
	97 人(別科学生)
専任教員数	40 人(正教員及び常勤嘱託教員)
専任職員数	38 人(正職員及び常勤嘱託職員)

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

東日本国際大学 学則（以下、「学則」という。）第2条第1項は、本学の目的・使命及び教育目的を「学校教育法の趣旨に従い、あわせて本学創立者の建学の精神を体し、世界の平和と人類の福祉を基調とする経済学並びに社会福祉学を研究・教育し、知的、道徳的及び応用的能力を開発し、国際社会・情報化社会・福祉社会に貢献しようとする人材の育成を目的とする」としている。

これは、本学創立者が「建学の精神の柱は儒学にある」と述べ、儒学の目的を「孔子が理想とする人間像に近づくために努力すること」とし、学校法人昌平覺 寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第3条が本学の設立目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、創立者の理念とする昌平覺精神を体し、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする」と規定していることを踏まえ、情報化社会および福祉社会という現代の情勢と本学の現状を鑑みて具体化したものである。

また、建学の精神および創立者の理念とする昌平覺精神の中核である「行義以達其道」（義を行い以て、其の道を達す。『論語』季氏第十六 第11節）について、本学のホームページ（以下、「本学HP」という。）に解説を載せている。「行義」は人倫にかなう行いであり、「達其道」は自分の理想とする目的に達することであって、建学の精神および昌平覺精神に通底し、古今を貫く理念として、学則および寄附行為に掲げる本学の使命・目的及び教育目的の根幹をなしている。

1-1-② 簡潔な文章化

本学共通ならびに経済経営学部および健康福祉学部ごとに、大学における教育の基本方針である

- 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- 教育課程編成・実施（カリキュラム・ポリシー）
- 入学者受入れ（アドミッション・ポリシー）

を設定し、それぞれについて教育の基本方針を簡潔に文章化し、学生便覧の「教育方針の概要」および本学HPの「大学の3ポリシー＋アセスメントポリシー」に掲載している。本学共通の3ポリシーでは、冒頭で建学の精神に言及している。

卒業後の進路等に関する学生の希望に応じて、学生が自らの学修目的に適合したゼミナールおよび履修科目を選択しやすくするために、経済経営学部には8つのコース、健康福祉学部には4つのコースを設け、各コースの教育目的および学習内容を、本学HPの学部長メッセージおよび入学希望者向けの大学案内パンフレットに簡潔な文章で記載している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、次のような個性と特色を有している。

学則第2条の通り、本学は建学の精神である儒学の教えにもとづき、世界の平和と人類の福祉を基調とする経済学ならびに社会福祉学を研究・教育することを掲げている（第1項）。それはさらに具体的に、経済経営学部では、実社会の課題解決に対する知恵を出せる人材の育成（第2項）、健康福祉学部では、質の高いサービスを提供する福祉の専門家の育成（第3項）と明示されている。

江戸時代の昌平坂学問所の流れを汲む開成夜学校を引き継ぎ、儒学を建学の精神の柱に据え、例年6月に1号館屋上の孔子廟（大成殿）で大成至聖先師孔子祭の釈奠（せきてん）を行い、ともに儒学を建学の精神とする中国、台湾、韓国の大学と交流をもっている。

大学の名称に国際の2文字を配している通り、アジアを中心に留学生を受入れ、国際交流に取り組んできた実績がある。留学生の活動は、キャンパス内の学生同士の交流に留まらず、スマートフォンを使っていわきの風景・催事・暮らしなどの動画を作成し母国語の字幕を付けてYouTubeで母国に向けて情報発信する活動に及んでいる。

東京電力福島第1原子力発電所に最も近い大学として、震災と原子力災害からの復興に取り組んでいるいわき市および双葉郡の自治体の活動を支援し、調査研究および世界に向けての情報発信を行っている。

1-1-④ 変化への対応

本学では、建学の精神に基づき、地域・社会に貢献しうる人材を養成するために、時代の変化に対応して、学部の再編成およびコース制の見直しなどを積極的に行ってきた。

特に今年度は、人工知能（Artificial Intelligence）による社会情勢の変化に対応して、内閣府が提唱するAI戦略2019の一環として進められる文部科学省の競争的補助金『デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン』として、本学が申請した「学修成果物の機械学習を利用した横断的分析による概念把握アセスメントの高度化」が採択された。これは、学修者本位の教育の実現を目的としたものであり、本学の申請が東北地方では同補助金の唯一の採択事例となっている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

儒学のなかでも孔子を中心とした『論語』についての選択科目「論語に学ぶ」「論語素読」による学修および孔子を祀る孔子祭による儀式を体感する機会が整備されており、温故知新のうち温故については他の大学には見られない充実した内容となっている。

それを現代の生活と大学における学修なканずく経済学ならびに社会福祉学に活かす知新につなげるため、講義のなかで『論語』から関連の深い章句を引くなどの工夫、さまざまな媒体を介しての標語化または情報発信など向上の余地がある。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

「基準項目1-2を満たしている。」

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-1-①および1-1-③に記載の通り、寄附行為第3条に従い創立者の理念とする昌平覺精神を体し、社会に貢献し得る人材を育成するために、本学の伝統行事として例年6月に孔子祭を行っている。令和2年6月22日には、第32回大成至聖先師孔子を祀る釈奠（せきてん）の儀式を行い、役員及び教職員ならびに学生が参加して儒学に基づいた人間教育という本学の原点を確認している。

経済経営学部長および健康福祉学部長ならびに教務委員会および教務部は、後述1-2-④の通り、使命・目的及び教育目的を反映した三つのポリシーに従い、卒業後の進

路に応じた教育目的と学修内容を学生に示すために、両学部には設けるカリキュラムのコース設定を行っている。

1-2-② 学内外への周知

本学の伝統行事である孔子祭について本学 HP のブログ等で情報発信し、儒学を中心とした東洋思想についての研究を行う東洋思想研究所が、2011 年から紀要「研究東洋」を公刊している。

1-1-②に記載した大学における教育の基本方針である3つのポリシーを学生便覧の「教育方針の概要」および本学 HP の「大学の3 ポリシー＋アセスメントポリシー」に掲載し、学生の卒業後の進路希望に応じた教育目的を示す経済経営学部の8つのコース、健康福祉学部の4つのコースについて本学 HP の学部長メッセージおよび入学希望者向けの大学案内パンフレットに掲載して、学内に周知し学外に公表している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の経営主体である学校法人昌平黌は、明治36年（1903年）の開成夜学校開校を「第1の建学」、昭和41年（1966年）の短期大学開学を「第2の建学」と位置づけ、120周年を迎える令和5年（2023年）を「第3の建学」として人間教育の新しい展開に挑戦したいと構想している。平成29年（2017年）からの6年間は、経営を改善・強化し、「第3の建学」を起点とするビジョン実現の基盤を固める期間となる。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-1-②に記載した全学共通の三つのポリシーの冒頭に、建学の精神がそれぞれ次のように引用され、三つのポリシーに反映されている。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）では、「建学の精神である儒学を根幹として、世界の平和と人類の福祉を基調とする経済学ならびに社会福祉学を教育・研究することを目的とし（学則第2条）…中略…卒業判定を行います。」としている。

教育課程編成・実施（カリキュラム・ポリシー）では、「建学の精神である儒学の教えに根差し、…中略…卒業判定を行います。」としている。

入学者受入れ（アドミッション・ポリシー）では、「本学の求める学生像及び受け入れの基本方針は、①建学の精神を理解し、倫理観の高揚を図る意欲のある人 …②～④略… の4項目を掲げています。」としている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

前項 1-2-④ に記載の通り、建学の精神を根幹としながら、世界の平和と人類の福祉を基調とする経済学ならびに社会福祉学を教育・研究するために、具体的には経済経営学部と健康福祉学部を設置し、東日本国際大学紀要を中心に調査・研究活動の成果を公表している。

建学の精神である儒学の研究機関として東洋思想研究所を設置し、法人内に出版会を設け、東洋思想を中心に書籍の刊行、各種研究会の開催、論集の発行等を行い、これらが中心になって建学の精神の定期的な確認や周知を行っている。

建学の精神である儒学を象徴する行事として孔子祭（大成至聖先師孔子を祀る釈奠（せきてん）の儀式）があり、毎年6月に学生・教職員が参加し厳粛かつ盛大に執り行っている。入学式や卒業式など各種学内行事においても、儒学に関連する講話が行われる。

必修科目として「論語を学ぶ」、選択科目として「論語素読」が開講され、さらに、学内外に儒学思想・漢籍の啓発を図る取り組みとして「論語素読教室」が開かれている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

現在のところ、建学の精神である儒学とりわけ孔子を中心とした『論語』に関する学生の理解・認識については、「論語を学ぶ」「論語素読」の成績評価を参照するのみである。今後は、AI戦略2019の一環である文部科学省の競争的補助金に、本学が申請し採択された「学修成果物の機械学習を利用した横断的分析による概念把握アセスメントの高度化」を通じて、儒学関係科目の理解度を測定する方法を開発するとともに、同様の手法を主要科目に応用して、教育目標への到達度を測定し、教育手法の高度化に役立てていく。

[基準1の自己評価]

本学は、学則第2条第1項の通り、「学校教育法の趣旨に従い、あわせて本学創立者の建学の精神を体し、世界の平和と人類の福祉を基調とする経済学並びに社会福祉学を研究・教育し、知的、道徳的及び応用的能力を開発し、国際社会・情報化社会・福祉社会に貢献しうる人材の育成を目的とする」と明文化し【資料1-1-1】、学校教育法第83条第1項の目的に適い、第2項の要請を満たしている。これらは、『学生便覧』やHP等で示している。3つのポリシーも『学生便覧』やHPを始め多様な機会に公開している。

建学の精神である儒学については、『論語』についての「論語を学ぶ」「論語素読」による学修および年中行事として行われる孔子祭を通じて、他の大学には見られない充実した内容となっている。さらに、それを現代の生活と大学における学修なか

んずく経済学ならびに社会福祉学に活かすため、講義のなかで『論語』から関連の深い章句を引くなどの工夫、さまざまな媒体を介しての標語化または情報発信など向上の余地がある。

併せて、AI 戦略 2019 の一環である文部科学省の競争的補助金に、本学が申請し採択された「学修成果物の機械学習を利用した横断的分析による概念把握アセスメントの高度化」を通じて、主要科目および儒学関係科目について理解度を評価する方法を開発・応用して、教育目標への到達度を測定し、教育手法の高度化に取り組んでいく。また、中期計画（6年計画）に基づき、各年度の実施状況を適切に評価し改善を図っている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

外部評価委員会等を経て、アドミッション・ポリシーの改訂を行っている【資料 2-1-1】。東日本国際大学が求める学生像及び入学者受け入れの基本方針は、次の A、B、C の通りであり、詳細を本学 HP および学生募集要項に公表している。さらに、各地での進学説明会やオープンキャンパス、進学相談会、教職員による高等学校訪問などを通じて、本学のアドミッション・ポリシーと、その根幹となる建学の精神などを説明して、本学への入学を希望する学生の理解を深めていく努力を続けている。

A 次に示す意欲・関心のある人を求め、面接や調査書、志願者本人が記載する資料等により確認する。

1. 建学の精神を理解し、倫理観の高揚を図る意欲のある人
2. 社会人としての基礎能力を身につけ、その上に専門知識の習得を目指す人
3. 勉学およびスポーツ・文化・社会活動等を通して豊かな人間性を発展させたい人
4. 修得した知識や能力を活かし地域社会・国際社会に貢献する意欲を持っている人

B 次に示す修得内容を求め、筆記試験や調査書、志願者本人が記載する資料、面接等により確認する。

1. 各専門分野を学ぶために最低限必要となる教科の内容を学習していること
 2. 学修内容を活用し課題を解決するために努力し、それを他者に伝えようとする
こと
 3. 積極的に、人々とコミュニケーションを取り、協働して活動しようといえること
- C 上記のAとBを兼ね備えた入学者を選抜するために、多様な入学選考を実施する。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学試験の問題作成にあたっては、前項のアドミッション・ポリシーに沿って入学希望者を選抜できるよう、入試課が本学教員に問題の作成および選定を依頼している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

適切な入学定員の確保についての議論は行っているが、震災からの風評被害対策のため一時的に過剰な入学者となったが【資料2-1-4】、過去7年間の入学者数は、下表「年度別入学者数推移」に示す通りである。在籍者数は収容定員内であり、両学部とも少人数教育が実施可能な環境となっている。地方の小規模大学の特性を發揮し、学生一人ひとりに対するきめ細かな学生支援を図る「少人数教育」を行っており、1年次より少人数ゼミを実施している。語学科目は特性上から35人を目安としている。

表 2-1-1 年度別入学者数推移 (単位：%)

年度 学部	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
	定員充足率	定員充足率	定員充足率	定員充足率	定員充足率	定員充足率	定員充足率
経済経営	104人	146人	123人	133人	142	167	188
120人	86.7%	121.7%	102.5%	110.8%	118.3%	115.2%	129.7%
健康福祉	30人	26人	55人	66人	55人	74人	65人
80人	37.5%	32.5%	68.8%	82.5%	68.8%	123.3%	108.3%
計	134人	172人	178人	199人	197人	241人	253人
200人	67.0%	86.0%	89.0%	99.5%	98.5%	117.6%	123.4%

退学者の推移は年度によって異なるが、減少傾向が示されるようになってきた。学内奨学金制度の充実や学生面談を通したきめ細かな学生支援プログラムを実施し、退学者のさらなる減少に努める。

表 2-1-2 年度別退学者率推移

（単位：％）

年度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
経済経営	7.1	10	7.1	6.9	7.7	4.7	4.5
健康福祉	7.3	4.2	2.8	5.2	4.0	5.2	1.6
計	7.2	8.9	6	6.4	6.6	4.9	3.6

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッション・ポリシーについて、これまで以上に学外への浸透を図り、入学者の増加に力を入れる。特に、経済経営学部においては、平成 30（2018）年度より「経営ビジネスコース」などの 3 コース制から、「企業経営」「経済・金融」「公務員・教員」「グローバル人材育成」「スポーツマネジメント」「AI 情報システム」「観光マネジメント」「留学生」「エジプト考古学マネジメント」の 9 コースへと拡充を図り、学生が将来目指すべきキャリア像を明確にする多様なコースの設置について検討を進めている。

また健康福祉学部においても、福祉への関心を持つ学生の多様な要求に応えるため、入学定員充足を目指した学部改革を進めており、これまでに、資格取得対策を軸に国家試験合格率の向上を図るとともに、従来の「福祉ソーシャルワークコース」「福祉ヒューマンサービスコース」の 2 コース制から、社会福祉士や精神保健福祉士などの国家資格取得を目指す「福祉ソーシャルワークコース」に加え、スポーツを通じて健康に関する専門知識を学ぶ「スポーツ健康コース」、心理学系統の知識を身につけ児童指導員や家庭裁判所調査官を目指す「心理コース」の 3 コース制に変更している。さらにケアワーク領域の充実のため、平成 30（2018）年度より「介護福祉コース」を創設し、4 コース制にした。

このように両学部で展開するコース制の整備により教育内容の充実を図っていく。

2-2. 学修支援**2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備****2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実****(1) 2-2 の自己判定**

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備**

教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備については、教員と職員の協働作業を全学的に徹底することで行っている。基本的にはゼミ担当を基にして、委員会、事務局の関係部署（教務、学生、キャリア）が連携をとり、きめ細かく対応している。

教学面では、両学部とも事務局員も加わる教務委員会において学修支援を充実させている。教職協働の体制が生まれ、相互の意見が円滑に好感される体制整備を推進してきた。個々の学生の学修状況については、各学部の教務委員を通じて現況について適宜報告される仕組みを構築している。

また、学生の生活、キャリア支援、課外活動、心理相談、ハラスメントなどに関しては、学生委員会、保健管理センター、キャリアセンターなどが相互に連携をとりながら支援している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

《TA等の活用について》

TA(Teaching Assistant)制度の活用はしていない。しかし、学生間の支援として、オリエンテーション時における新入生ガイダンスにおける履修登録援助、資格取得に関係した情報提供など学校生活や学修などへの支援は行われている（ただし、令和2年度においては、コロナ感染症の影響により十分に活用はできなかった）。

本学の学修支援は基本的に2-2-①で記したゼミ担当を中心とした教職協働が基本である。主な取組は以下の通りである。

1) 新入生・在学生オリエンテーション

両学部ともに、学部ごとのオリエンテーションを毎年4月初旬及び9月下旬に教務委員会・学生委員会の教員を中心に実施している。その実施に際しては、学生・教務部、図書館、電算室、保健管理センターの全面的な協力のもとで企画・調整・実施が図られており、教員と職員の協働による新入生・在校生へのきめ細やかな履修指導・生活指導等が行われている。

2) 演習（ゼミ）担当教員と教務委員会、職員との協働

全学的に少人数のゼミの時間を通して担当教員が学生の履修相談や学修相談等に当たっている。各学生の学修情報に関しては、ゼミ担当教員と学生・教務部の職員とが協力して把握している。また、必要に応じて保護者に連絡するなど、普段から学生に対しきめ細かな学修支援を行っている。さらに、著しく就学状況の思わしくない学生に対しては、学生・教務部と連携して、ゼミ担当教員と教務委員とが学期ごとに個別面接を行い、指導している。

3) 自学自習、能動的学修の場の提供

主体的な学びの場を提供するために、学修環境の整備を図り、ラーニングコモンズを図書館の2階に開設している。ICTの活用により様々な認知特性をもった学生に対応した学びの場を提供にもなっている。また能動的な学修を支援するために、アクティブ・ラーニング（能動的学修）関連教室を開設し、ゼミ等で活用している。

4) SA (Student Assistant) の活用

TA(Teaching Assistant)制度は設けていないが、経済経営学部では、上級生が下級生

の指導にあたる SA 制度を導入している。この制度は、授業中、当該科目の授業内容に精通した上級生が教員とともに下級生の指導にあたるものである。

5) オフィスアワーによる支援

全専任教員がオフィスアワーの時間を設定している。曜日時間帯を設定し、学生が必要に応じて自由に相談できる体制を整えている。

6) 配慮を要する学生への学修支援

障害がありながら学修に取り組む学生に対しては、「障害学生支援委員会」を中心に対応する仕組みが作られている。状況によって「合理的な配慮」を必要とする場合には、規定に基づき必要な配慮が実施される仕組みを構築している。

また、「学生相談室」による学生支援も配慮を要する学生支援の場となっている。心理面、保健面からアプローチができる経験豊富なスタッフによる支援をきめ細かく継続し、課題が克服されるように努めている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員と職員等の協働による学修支援体制は整備されている。今後は、より多様化する学生実態に対するきめ細かな対応を充実させることが課題となっている。大学入学時の段階で一定レベルの基礎学力に到達していない学生に対しては、きめ細かな個別的対応と基礎学力の向上に向けた支援が必要である。そのためにも能動的な授業参加を促すとともに、アクティブ・ラーニングなどを通して、積極的な学習参加の機会を設けていく。また自身の学修課題を可視化し、客観的に学修への取組を実感できるように努めていく。TA, RA (Research Assistant) による学修等の支援についても、SA を充実させる中で可能な取組を模索していくことが大切である。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、学士力と人間力の形成を図るためにキャリア教育を実施し、明確な目的意識とキャリア意識をもった学生を育成するために、ゼミを中心とし学生・保護者・教職員が三位一体となったキャリア教育体制を作り、これを通じて就職率の向上を図っている

経済経営学部では、科目として1年次に必修の「キャリアガイダンス」、2年次に「ビジネスガイダンス」、3年次に必修の「キャリアデザイン」及び「インターンシップ」を設けており、段階的に卒業後の進路のイメージ形成とその具体的な実現のための

教育を行っている。とくに「キャリアガイダンス」で企業訪問（あるいは企業人の出張講義）、「ビジネスガイダンス」で短期（3日程度）のインターンシップを行うことにより、「段階的インターンシップ」による経験値アップと職業意識の醸成とくに地域社会への関心を養うことで、スムーズな就職活動の実施に繋げている。

健康福祉学部では、福祉現場で活躍していける良質な人材養成を主目的としていることから、社会福祉士および精神保健福祉士国家試験受験資格を取得することを目指したカリキュラム体系となっている。また、国家資格を目指さない学生の進路選択につながるよう学部共通科目として「キャリアガイダンス」「ビジネスガイダンス」「キャリアデザイン」及び「インターンシップ」を配置し、一般企業就職のためのスキルアップ並びに NPO 法人や社会福祉事務所等を含む幅広い福祉現場ならびに一般企業等での職業体験ができるようにしている。

「インターンシップ」については、春学期で事前教育、夏期休み期間中にインターンシップを実施し、秋学期で事後教育とインターンシップ報告会を行っている

表 2-3-1 インターンシップ実施人数

年度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
登録者	6 人	13 人	5 人	13 人	15 人	14 人	8 人
実施人数	5 人	8 人	5 人	12 人	13 人	11 人	8 人

就職に関する事務組織としてはキャリアセンターがあり、センター長ほか 3 人が配置されている。キャリアセンターでは、1 年次から学年に応じたキャリア関連情報を発信し、3 年次には個人の進路面談を行い、学生に対して就職についての心構え、面接指導、履歴書の書き方、エントリーシートの書き方などを指導している。積極的に就職先の開拓を行うとともに、個人の志望に沿う企業を斡旋し、本学を会場として企業説明会を実施している。また、学生相談を受ける公式ラインキャリア相談室を開設するなど、オンライン面接指導やオンラインでの就職・求人情報の提供などを行っている。さらに教職員共同のキャリア形成委員会を開催し、就職状況と目下の課題などゼミ担当者など教職員の間で情報交換を行い、就職希望者の就活に対応している。また、年 1 回開催している保護者会では、全体会での概況説明に続いて、ゼミ担当教員と保護者とが教員の研究室等で学生の学修や就職、生活状況等について面談し、情報交換を図り、学生支援に繋げている。

資格取得支援については、平成 27(2015)年度より eラーニングによる取得支援プログラムを学生に提供している。進学については、ゼミ教員が相談・助言を行い、希望の大学院等への進学の支援を行っている。

経済経営学部では高等学校教諭 1 級免許（公民、情報、商業）が取得できる。また学生の資格等の取得を支援するため、カリキュラムに公務員試験対策講座、簿記検定講座を設けている。経済経営学部の教育実習と健康福祉学部の福祉実習を効果的に実施して

いくために「実習センター」を設置している。

さらに、健康福祉学部では実習科目を担当する教員によって「実習委員会」を組織し、実習センターとの連携のもとで実習を行う学生の情報を共有し、的確な指導と助言を実施している。福祉現場で活躍していける良質な人材養成を主目的としていることから、「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」国家試験受験資格の取得に適合したカリキュラム体系となっている。

表 2-3-2 実習センター業務実績

		平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
教職課程 修了者	経済経営学部	4	5	4	7	11	9	5
	健康福祉学部	3	0	0	*	*	*	*
社会福祉援助技術実習履修者		24	17	16	15	16	19	25
精神保健福祉援助実習履修者		6	5	4	4	2	7	5

* 養成を停止した。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

ここ数年にわたり、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制が整備されてきた。その成果として良好な就職率を維持している。一人一人の学生が自分の希望の職につけるようにするために、なお一層の支援努力が必要である。

また、支援の充実を図るために「キャリア教育」の専門的なキャリア・アドバイザーを採用し、学生一人ひとりとの個人面談・相談、ゼミ単位による「少人数のキャリアガイダンス」を進める。また、キャリアセンターと教職員の連携を進め、多様化する学生に対する個に即したキャリア支援を充実させていく。

さらに外部機関である福島県・いわき市の就職支援機構と協力を充実させていくことにも力を入れていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生部及び学生委員会

学生サービス及び厚生補導を担う事務組織として大学事務局内に学生部を置き、専

従の職員を配置して学生委員会、衛生委員会、障害学生支援委員会等と協働して、学生生活の安定のための支援を行っている。また、保健管理センターを設置して学生の健康の保持増進を図るために、保健指導、健康教育、環境衛生管理等を行っている。

1)-1 学生部

学生部は、①学生の厚生補導に関すること、②学生指導に関すること、③学生自治会に関すること、④各種証明書に関すること、⑤アルバイト及び下宿に関すること、⑥奨学金に関すること、などを主な業務としている。具体的には、学期始めの新入生あるいは在籍学生のためのオリエンテーション、本学の建学精神涵養のための行事である孔子祭、学園祭である鎌山祭、入学式、卒業式とそれに続く謝恩会等の年間行事を企画し、学生委員会と連携してそれらを実施している。

1)-2 学生委員会

学生委員会は、教員と職員で構成され、定例委員会を開催し、年間事業計画を定め、①学生の課外活動に関すること、②学生の健康管理に関すること、③育英・奨学金に関すること、④授業料等の減免に関すること、⑤学生の賞罰に関すること、⑥そのほか必要な学生関係業務に関すること、を所掌の業務としている。

1)-3 保健管理センター

保健管理センターは、衛生委員会と協働して学生の健康の保持増進を図るための組織として設置されている。同センターの業務は、①保健管理業務の企画立案、②定期健康診断ならびに救急処置、③健康相談（メンタルヘルスも含む）、④健康指導・健康教育、⑤環境衛生、及び伝染病の予防についての指導等、⑥そのほか健康の保持促進についての必要な業務、などである。スタッフは、センター長、学校医、相談員及び看護師である。保健管理センター内の主要設備は、①ベッド（2床）、②身体測定器（1式）、③救護担架（3式）、④応急薬品（1式）及び⑤AEDの設置等である。

1)-4 障害学生支援委員会

障害学生支援委員会は、障害のある学生の支援を目的として設置されている。同委員会の業務は、①障害学生の支援のための基本方針に関すること、②障害学生の学修及び学生生活に係る具体的支援に関すること、③障害学生の支援に携わる学生に関すること、④障害学生に係る施設設備に関すること、⑤その他障害学生の支援に関し必要な事項、などである。

<参考資料> 表 2-4-2 東日本国際大学障がい学生支援に関する基本方針

この基本方針は、東日本国際大学(以下「本学」)が取り組む障がい学生の修学支援に関する基本方針を内外に示し、本学における障がい学生支援の推進に資することを目的とします。

1. 学生の多様性は、本学の教育研究において重要な要素であることを基本認識と

します。

2. すべての学生・教職員が、建学の精神にある「行義以達其道」（義を行いて以て其の道を達す）の理念を体現できるキャンパス作りに努め、「人間力」をもとに共生社会の実現を目指します。
3. 障がい学生が、障がいのない学生と平等かつ公平に教育研究に参加できるよう、合理的配慮に努めます。
4. 障がい学生が、自立的に社会で活躍できるよう、その修学を支援します。
5. すべての学生・教職員は、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

制定 2019.12.18

1)-5 学生相談室

学生相談室は、月曜日・水曜日・金曜日の9:00~15:00に開設され、専門のカウンセラーが学生の身体的な健康・心の悩み等さまざまな各種健康相談やメンタルヘルスの支援に応じている。例えば、身体、対人関係、サークル活動、家庭、異性関係、性格、性等多様な悩みに相談に応じ、学生が充実した学生生活を過ごしていくうえで、身体的な健康に限らず、何らかの問題や課題を解決するためにアドバイスがほしいとき、悩みがあって苦しいとき、どうしたらよいか判らない時に、学生はいつでも利用できるようになっている。

2) 外国人留学生

本学には、多数の外国人留学生が在籍している。令和2年5月1日の学生在籍数は全学で834人、そのうち留学生数は153人である。比率にすると18.3%に達している。こうした多数の留学生の生活及び学習支援を図るにとどまらず、大学の国際化、地域の国際化への拠点としての役割を担うため、国際部を設置している。

国際部は、外国の大学及び教育・研究機関との交流連携の推進、外国人学生の留学及び研修の受け入れ、本学学生の海外留学及び海外研修に関する業務、留学生の学習指導及び生活指導等の業務を行っている。とくに留学生の募集・受け入れの窓口として外国との連絡業務を行い、入学後は学生・教務部等と連携しながら、生活指導や学習支援を実施している。また、留学生に関わる所管庁や外部組織との連絡や、留学生が日本での生活を円滑に送ることができるように、住居の斡旋、学業に支障のないように適切に指導しながらアルバイト情報の提供なども行っている。国際部には部長以下、専任職員4人が配属され、「国際委員会」「キャリアセンター」と協力しながら留学生の支援活動等を行っている。

3) 奨学金・経済的支援

本学の学生に対する経済的支援としては、学業特待生やスポーツ特待生に対する学費

の全額あるいは一部免除や、留学生に対する授業料一部免除を行っている。なお日本学生支援機構や自治体等、学外の諸機関による奨学金制度も利用されている。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援を行っている。

3)-1 東日本国際大学奨学金

最近では家庭の経済的事情から学業を続けられないというケースが多々発生していることに鑑み、前途有為な学生を可能な限り支援するため、本学独自の制度として、本学に在籍する学生で、学業成績、人物とも優れており、経済的な理由から就学が困難な学生に奨学金が給付される「東日本国際大学奨学金」を設けている。給付期間は、当該年度の1か年限りだが、継続して願い出ることができる。給付方法は、申請に基づき年額を2回に分け学費相当額を支給している。

3)-2 日本学生支援機構奨学金 給付型

国の高等教育修学支援新制度は令和2年4月から開始された新しい支援制度で授業料等の減免（授業料と入学金の免除または減額）、日本学生支援機構給付奨学金（原則返還が不要な奨学金）の2つの支援があり、2つの支援を合わせることで、大学等の高等教育機関で安心して学ぶことができる。日本学生支援機構の給付型奨学金に採用された学生に対し、大学が授業料の減免を認定する。支援区分は、3段階の基準で授業料・入学金の減免額が決定する。

3)-3 日本学生支援機構奨学金 貸与型

日本学生支援機構は独立行政法人日本学生支援機構法に基づいて設立された国の育英機関で、人物・学業ともに優秀かつ健康で、経済的理由により修学困難な者に学費を貸与する。

奨学金の種類は、第一種奨学金（無利子貸与）と第二種奨学金（有利子貸与）に分かれる。第一種奨学金とは、貸与額が学種・設置者・入学年度等により決められている無利子貸与の奨学金である。第二種奨学金とは、希望者が貸与額を選択できる奨学金で、卒業後返還する際には貸与額に利子がつく。奨学生の成績は、毎年度大学から日本学生支援機構に報告され、留年や学業不良また単位不足者は奨学金の交付が停止又は廃止される。なお、休学すると、その期間は奨学金の交付が停止され、退学するとその時点で奨学生の資格を失う。

4) 課外活動

本学では学生による課外活動を、人間力あるいは社会人としての基礎力育成のための活動と捉え、学生が目的を持って自己実現を図ることを目指すさまざまな活動を支援している。主な学生の課外活動には、学友会、運動部、各サークルの活動や留学生による活動等がある。

4)-1 学友会

学友会は、学生自身による課外活動の主体となる学生の自治組織であり、会長、副会

長（2人）、会計（2人）から成る6人の役員で運営されている。その活動費は学生の学友会費により賄われている（学友会費は一人当たり入会金も含めて2万5000円。最近の年間予算規模は600万円程度）。主要な事業として、鎌山祭（学園祭）等の学内行事の実施等が挙げられる。これには学友会のみならず、法人からも財政的支援が行われている。なお学生部長が学友会顧問に就任しており、学友会への指導・相談に当たっている。

4)-2 運動部

運動部は、法人が注力している強化指定部が中心となっており、これには、①硬式野球部、②柔道部、③弓道部、④バドミントン部、⑤卓球部、⑥サッカー部の6部が指定されている。これらの運動部に吹奏楽部を加えて7強化指定部としており、強化指定部に対しては、「法人指定強化部に対する特別補助取扱要領」に基づいて部員数に応じた財政的支援を行っている。毎年、東北地区の競技会ではかなりの好成績を残しており、最近では全日本レベルの活躍も目立ってきている。なお、強化指定部以外に軟式野球部がある。

表 2-4-1 指定強化部（運動部）の成績

	令和2(2020)年度の主な成績
硬式野球部	南東北大学野球 秋季リーグ戦 1部リーグ優勝
柔道部	新型コロナウイルス感染拡大に伴い大会中止
弓道部	いわき市民種目別大会 団体 三位 東日本国際大学 女子個人 一位、四位、男子個人 四位 東北地区秋季学生弓道大会Ⅳ部リーグ戦(リモート) 団体 優勝 東北地区秋季女子学生弓道大会2部リーグ戦(リモート) 団体 優勝 いわき市弓道定期大会 団体 優勝、三位 個人男子 優勝、 個人女子 優勝、二位、四位
バドミントン部	東北バドミントン秋季リーグ戦 男子団体：I部 優勝 女子団体：I部 準優勝 東北新人学生バドミントン選手権大会 男子シングルス：優勝 男子ダブルス：優勝&準優勝 女子シングルス：優勝 女子ダブルス：優勝&第3位 全日本インカレ・全日本ミックス・東日本インカレ・東北春リーグ &選手権大会は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止
卓球部	新型コロナウイルス感染拡大に伴い大会中止

サッカー部	<p>東北地区大学サッカーリーグ2部優勝 青木汰百（4年）2部リーグ得点王、アシスト王獲得 青木汰百、平子竣哉（3年）両名とも国体選抜選出 両名とも、県優秀選手に選出</p>
-------	--

4)-3 ボランティア活動、サークル活動

これらの部に所属している学生は、入学式や卒業式など学内の主要行事に際してはその事前準備作業や事後作業などに参加している。また、学生の祭典である鎌山祭（学園祭）では、その準備作業のほか市街へのパレードに参加し、あるいは地域の夏祭りである「七夕祭」ではボランティア活動を行い、季節の祭りでは神輿担ぎに参加するなど、地域に密着した多彩な活動を展開している。

こうしたボランティア活動を推進するために、地域交流センター内に「ボランティアセンター」が設置されている。同センターはボランティア活動における基礎的な知識養成やボランティア活動内容における支援、派遣要請団体・公共機関等の連絡・調整及び派遣業務等を行っている。実際の活動の際は、主に同センターが学内外の調整を行い、一般学生の活動への参加も促進している。

文化系サークルとしては、軽音楽部、写真部、いわき論語塾が活動している。また、国際部が主となり、留学生が日本の文化を体験・理解するために、主としていわき市内を中心に、福島県内、各種交流団体や地域の方が主催する行事についての案内と参加に対しての支援を行っている。

5) 学部での支援体制

本学では、学生が自らの判断でゼミ担当教員、すなわち学生支援教員以外のドアも気軽に叩けるよう、全ての教員は研究室のオフィスアワーを設定しており、ホームページ上でそれぞれのオフィスアワーを明示することが義務付けられている。その時間には、教員は学生との談話などに充てられるよう待機することを原則としている。なお、学生は自分のゼミ教員だけでなく、多様な研究分野の教員との交流を通して視野を広めることができる。ゼミの担当教員だけでは、指導が困難な学生に対して、学生との対話や学生の居場所として、学生の憩いの場としてのフリースペースを設置している。

(3)2-4 の改善・向上方策（将来計画）

様々な学生のニーズに対応して、きめ細かい支援体制の整備に一層力を注ぐ。経済支援だけではなく、専任の職員の配置などによって、心の健康面の支援なども検討していく。また、本学の特色である留学生への支援についても、これまで蓄積してきたノウハウを生かして、個々の学生に寄り添った支援の体制を整備する。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、JR常磐線いわき駅より徒歩15～20分の場所に短期大学とともに立地しており、キャンパス設備のほとんどが集約されている。徒歩5分程度の範囲には、第1運動場、柔道場、弓道場と学生駐車場が整備されている。また離れて設置されている主要な関連設備は、野球場・屋内野球練習場（第2運動場）である。校舎・校地の大学設置基準面積との対比は表の通りである。

校舎は1号館から5号館までに分かれており、現在は限りある施設の有効利用を図るため、建屋の附属学部にかかわらず空いている講義室を互いに有効利用して運用している。

現在、1号館には講義室のほか、グローバルスクエア、教員研究室、カフェテリア・売店、孔子像等を祀った大成殿、『論語』の素読教室を開催する明倫堂、法人本部等の管理部門、2号館には講義室、学生相談室、保健管理センター、学友会室が設置されている。

表 2-5-1 校舎・校地一覧表

（令和2(2020)年5月1日現在）

	収容 定員 人	校舎			校地		
		基準面積 ㎡	現有面積 ㎡	差異 ㎡	基準面 積 ㎡	現有面積 ㎡	差異 ㎡
東日本 国際大学	820	6,196.85	12,028.24	5,831.39	8,200	79,573.48 (いわき短 大と共用)	69,373.48
いわき 短期大学	200	2,350	3,500.05	1,150.05	2,000		
計	1,020	8,546.85	15,528.29	6,981.44	10,200	79,573.48	69,373.48

また、3号館にはコンピュータ演習用の2室とコンピュータ自習室、アクティブ・ラーニング室、4号館にはエクステンションセンター、ラーニングcommons、図書館、さ

らに5号館には学生ホール・売店、研究所、短期大学の講義室と教員研究室が設置されている。なお、3号館の4階には体育館が設置されており、その階下は学生・教務部等の事務棟、並びに学生食堂となっている。なお建物の耐震性について留意し、改善を図っている。

以下に、各設備の現況を記す。

1) 講義室

収容人員規模は、100人を越える講義室は9室、40～100人が11室、40人以下が19室、演習室が9室と以前は比較的小規模な講義室が多くなっており、100人を越える講義室でもアコーディオンカーテンで間仕切りができるようになっており、少人数での講義も可能になるように工夫されている。

2) メディア活用

ほとんどの教室には、固定式又は可搬型スクリーンが常備されており、プロジェクタの常設環境も増えてきている。貸出用のプロジェクタも7台ほど準備されているため、教員は授業の中でパソコンやマルチメディアを用いた授業が随時できるようになっている。パソコンが常設された教室も増え、授業や演習、ゼミ活動にマルチメディアを気軽に使う教員が増加している。

学内LANについては、学内の各研究室、大教室、図書館、図書館閲覧AVルーム、事務局各室を結び、サーバーを電算室に設置している。学内LANは、専用回線（1Gbps）を使用して本学とデータセンターを結びSINETを経由して、インターネットに接続している。

3) パソコン教室

授業での使用を想定しパソコン56台を設置している演習室が3号館に2教室あり、またコンピュータ自習室は3号館に1室設置されている。演習科目の増加や短期大学も演習に使うため、演習室の稼働率は高くなっている。また、科目の増加に伴い、使用アプリケーションソフトの充実が求められている。学生の自習環境の充実のため、自習室では授業を実施せず学生に常時開放している。さらに新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止対策として、感染防止パネルを設置している。また、学内に公衆無線LAN環境を設置しており、アクセスポイントを増設、持ち込んだPC等でも活用できるようになっている。ゼミ活動や自学自習の際に活用されている。

4) エクステンションセンター ※エクステンションセンター

エクステンションセンターは4号館4階にあり、推進事業であるeラーニングによる資格取得支援講座並びに公務員試験対策講座を推進するために、必要な事務室と相談コーナー並びにパソコン設置の個人学習用ブースが20席設備されている。随時、4大生・短大生が各種検定試験対策並びに地方・国家公務員試験対策に、Web講座を利用した自主学習に活用している。また、秘書検定やMOS（Microsoft Office Specialist）などの一部の資格試験等に、受験会場としても活用されている。

5) アクティブ・ラーニング室

アクティブ・ラーニング室は3号館2階（収容人数60席）と4号館5階（収容人数40席）にあり、学生の収容人数は異なるが、両室とも類似した設計思想に基づいて設置されている。どちらも机と椅子は可動式となっており、特に収容人数が小さい4号館5階教室はそれぞれの椅子に机がセットされ、柔軟にグループの変更が可能な教室となっている。両室とも、前面にインタラクティブ電子黒板が設置され、教室備え付けのメインPCからの教材やスライドの投影だけでなく、学生向けに複数台装備されているPCや、学生が持ち込んだスマートフォン等からの投影も可能となっている。

6) グローカルスクエア

グローバルスクエアは1号館2階にあり、可動式パーティションで区切ることも可能な半開放の空間に、多様なセッティングを可能とする机と椅子、80インチの大型インタラクティブ電子黒板、電子黒板と連携する学生用のタブレットを設置している。半開放の空間としたのは、正課外での勉強会等の活動で、通りがかった学生や教職員が気軽に参加できることを意図した。同時に可動式パーティションで区切ることで、少人数でのアクティブ・ラーニング向けの通常の教室としても使うことが可能であり、ゼミでの使用が増えている。

7) 体育館・運動場

体育館は講堂も兼ねており、体育の授業や運動部の練習に利用されている。体育館以外の上記運動場施設については、それぞれ関連する各種団体等への貸出を行っている。また、練習会やスポーツ指導等でも幅広く提供している。

8) 駐車場

自動車通学の学生のために大学の近隣地に96台分が用意されており、短期大学と共用で使用している。

9) その他

建築物、電気設備、給排水・衛生設備、空調設備、消防設備、エレベーターなどの保守点検に関連する法律や衛生に関連する法律に基づく法定点検等は遺漏なく実施されている。

本学のキャンパス施設設備には長年使用してきたものが多いため、常に安全に、かつ快適に使用できるようにと、担当課はその維持管理に細心の注意を払っている。また、総務部においては日常見回り点検や用務員による校舎内外の清掃及び環境美化、定期的なワックス掛けなどに取り組んでいる。

喫煙所は健康増進法に基づき、人通りがない屋外喫煙所を一カ所と限定して、またゴミの分別処理なども学生、教職員ともども取り組んで徹底している。また、デマンド監視装置を導入しており、しきい値を超えると総務部内に自動メールが配信され、総務課員で節電対応することで、地球温暖化対策に寄与している。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止対策として、全学を挙げて換気・除菌及び手指消毒などの衛生管

理の徹底を図っている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 図書館

89,000余の書籍（電子書籍を含む）と、50種余りの定期刊行物、850種余りの視聴覚資料を所蔵し、新聞社のデータベースを含む3種のデータベースを提供している。教員の学内成果物（紀要論文）は、JPCOARに参加し、学術情報リポジトリより公開している。閲覧は、オープン書架が中心であるが、収納スペースの関係で集中収納が増えている。また、書籍に加え視聴覚教材（特に演習科目系）の充実も図っている。

閲覧設備としては、100人分の座席とグループ学習の4席を持つコーナー（グループ学習室）および26席を持つラーニングcommonsを提供しているが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止対策のため、椅子の間引きを行い、座席を約半分に減少するなど密の防止を図っている。また、学生用PCを1階に2台、閲覧室に4台、ラーニングcommonsに2台設置し、学生の利用促進を図っている。職員は、館長（兼任）と職員2名（専任）が配置されている。

図書館は、本学の学生と短期大学の共用となっている。いわき市民にも開放されているが、感染症拡大防止対策により、全体の利用者は半減し、学内が5,000人余り、市民が40人弱である。開館時間は平日の8時30分から19時（土曜日は13時まで）であったが、感染症拡大防止対策により、現在は平日（月～金）18時までとなっている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーは、従来の手すりや点字ブロック以外にも、障がい学生からの要望などを受け、3号館北側入口、エクステンションセンター入口及び5号館入口にスロープを設置した。また4号館のトイレを改修して多目的トイレの設置や障がい者専用駐車場も整備し施設の利便性にも配慮している。

校舎外には、植栽整備、ベンチ設置など、学生が過ごしやすい環境整備も行っており、また、学生対象の設備・サービス等に関する満足度調査を実施し、随時整備をしている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の適切な管理がおこなわれている。

本学では、地方の小規模大学の特性を活かし、1年次より各学年で少人数のゼミを実施するなど、学生一人ひとりに対するきめ細かな学生支援を図る「少人数教育」を行っている。また、専門職要請に関わる資格の演習科目については、効率的でかつきめ細やかな指導が可能な人数で授業を行っている。くわえて今年度は、コロナ禍の状況を受け、講義科目は全てにおいて密になる状態を避けることができるよう教室定員を従来の半分以下に制限して行っており、それが難しい講義科目については遠隔授業で実施する措

置をとっている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

施設設備の整備，その有効的な活用については，今後も学生、教職員の利用者の要望を聞き適宜進めていく。とりわけ，一部に老朽化が進む建物については計画的に耐震化、立て替えなどの対策を進めていく。情報環境の整備を促進し、PC台数の増加や情報環境の整備を推進する。

また、学生のほか、地域住民等の図書館利用の増加と利便性を向上させる観点から、現在いわき市総合図書館が中心となって進めている I-TOSS（いわき市図書館ネットワークシステム）に参加し、教職員・学生、それに市民相互の利用拡大に努める。

さらに、校舎のバリアフリー化について、アクセシビリティの面から教育環境を見直し整備を進めていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

教育目的の達成状況に関連する学生の意識調査として、「学生による授業評価アンケート調査」を年2回（各学期終了時）実施している。学修支援に関する学生の意見・要望等を科目ごとに集計している。

このアンケート調査は、教員の授業方法等に対する学生の評価・意識を尋ねる質問項目のほか、出席状況、授業への取り組み等の学生自身の授業に対する態度に関する自己認知の質問項目を含み、学生の学修成果の自己確認の役割も果たしている。

両学部において開講されるすべての講義を対象として実施され（演習〈ゼミ〉等を除く）、集計結果は全教員にメール配信され、学生掲示板にも掲示（公開）している。また、図書館にも配架し、だれでも閲覧できるようにしている。教員は結果を振り返り、翌年度の授業計画・実施に反映することを促進するための取り組みを行っている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する学生の要望等は、ゼミ担当、学生相談室、保健管理センター等からの個人情報の扱いに留意した報告や、毎年実施される学生生活に関する満足度調査、卒業時アンケート調査から把握している。

また、教学関係も含め、学生生活全般に学生代表から直接意見を聞く機会も設けている。さらに学生への経済的支援としては、令和2年度から実施される国の給付型奨学金説明会を行うなどして周知を図った。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②に記載したように、満足度調査、卒業時アンケート、あるいは学生代表からの声を集めることで、意見要望を把握することに努め、その情報を基に学習環境の改善を図った。具体例を挙げると、個人ロッカーの設置、校庭へ芝生の植生、校内バリアフリー、5号館1階の学生ホールのリニューアルなどである。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

一部の建物で老朽化が進む現状があり、建て替え等で改善を図り、学修環境の整備を進めていくことが必要になっている。その際、学生の意見や・要望をしっかりと把握することが必要であり、継続して実施している各種調査の充実を図り、その結果が学修環境の改善につながるよう努めていく。

【基準2の自己評価】

学修と教授が円滑に進行するため、まず入学者の受け入れにおいて、アドミッション・ポリシーを明確に定め、それに沿った学生の受け入れを実施している。入学者数については、災害の影響もあって変動があったが、定員充足に向けて着実な歩みをたどっている。

教育課程の編成にあたってはカリキュラム・ポリシーを明確に定め、楔形に教養教育を組み込むなど、それに沿った教育課程の体系的な編成を行っている。また、ゼミ制度の全般的な導入による少人数教育、コミュニケーションスキル育成のための講座、そしてキャリア形成・資格取得のためのカリキュラムの充実など、種々の工夫をこらしている。

さらにeラーニングやアクティブ・ラーニングなどの導入にも積極的に取り組んでいる。進級や卒業についての要件を明確に定め、厳正に運用している。キャリアガイダンスも積極的に行い、その結果、就職率においても、4年連続で希望者の就職率100%を達成している。

学生生活の安定についても、各種の奨学制度を用意している。一方、教員組織については、大学の目的・使命及び教育目的に従った適正な配置に努め、採用や昇任は規程に照らし、厳正に行われている。公募による採用の方式も導入されている。教職員の研修

やFD活動についても、教授能力の向上、学生支援の充実という観点から、さらに一層の努力が求められる。教養教育の組織的な対応についても検討が求められる。施設の改善については、すぐ対応できることは実行しており、建物の老朽化への対応などのハード面は年次計画を基に実行していく。

基準3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定

「基準項目3-1を満たしている。」

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

全学および各学部のディプロマ・ポリシーを策定し周知している。周知の方法としては、学生便覧に記載し、ホームページで公開している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を策定し周知している。周知の方法としては学生便覧に記載し、各学年のオリエンテーションで周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

以下の通り厳正に実施している。

1) 単位の認定

教育・学修結果の評価としての単位の認定は、履修規程及び試験規程に従って、厳正かつ適切に行われている。履修科目の成績評価は100点満点で行い、定期試験・随時試験・追試験・再試験などの試験の成績による評価は、各科目のシラバスにその配分が記載され、かつICEモデルを導入し、I（つかむ）、C（つなぐ）、E（つかう）の各項目で科目特性に応じ、ディプロマ・ポリシーに求められるコンピテンシー配点を付け、評価している。

また試験規程により、各学期15回の授業回数を確保している授業回数の中の3分の1以上の欠席者は定期試験の受験が認められず、履修科目の単位を取得できなくな

る。教務委員会は、令和元（2019）年度の「講義概要（シラバス）」の作成時にこのことを全教員に知らせ、周知徹底を図った。また教務委員会では、教員から提出された「講義概要（シラバス）」が適正に提示されているかについてチェックを行っている。

単位の認定の前提となる学業成績を測る評価基準は次表の通りであるが、本学では平成22（2010）年度入学生からGPA制度を導入している。なお、ここでは各成績評価に対応するグレードポイントも併せて示している。「D」は単位不認定である。

表 3-1-1 成績評価基準

履修科目得点	成績	GP（履修科目評点）	合格判定
100点～90点	S	4	合格
89点～80点	A	3	
79点～70点	B	2	
69点～60点	C	1	
59点～0点	D	0	不合格

【出典：令和2（2020）年度「学生便覧」p71・72・92】

また、一定の科目（演習、実習、卒業研究、資格等に関する科目など）については、GPA制度の適用を除外する。この際、GPA制度は学業奨励学生制度の選考基準及び学修指導等に利用されている。

成績評価の基準等については、「学生便覧」に明示するとともに、学生には年度当初のガイダンスの際に周知を図っている。

2) 進級要件

本学における令和2（2020）年度の進級要件の設定には、平成20（2008）年12月に中央教育審議会の答申「学士課程教育の構築に向けて」（いわゆる「学士力」答申）における「学士力の実質化」の方針を受け、「基礎的専門性を備えた学士」を養成するという本学の教育目的に改めて立ち返ることが含意されている。両学部の進級要件は、次表の通りである。

表 3-1-2: 両学部の進級要件

学 部	進 級 要 件
経済経営学部	2年次から3年次への進級に際しては、原則、次に掲げる要件を満たしていることを必要とする。 (1) 修得単位数が40単位以上であること。 (2) 下記必修科目の単位を修得していること。 ①経済入門

	②経営入門
健康福祉学部	3年次から4年次への進級に際しては、原則、次に掲げる要件を満たしていることを必要とする。 (1) 修得単位数が70単位以上であること。 (2) 下記必修科目の単位を修得していること。 ①福祉環境論

【出典：令和2(2020)年度「学生便覧」p66・86】

進級要件については、オリエンテーションや学生・教務部窓口での履修相談の際やゼミ担当教員による指導を通して、学生への周知が図られている。その内容については「学生便覧」にも記載されている。進級要件に規定する科目は卒業要件に規定されている科目に限定される。

3) 卒業要件

本学の卒業要件は、学則第39条及び各学部各学科履修規程に定められている。両学部の卒業要件は<表3-1-3>の通りである。大学設置基準に則して、経済経営学部、健康福祉学部ともに124単位を卒業に必要な単位数としている。また、各学部では、卒業に必要な単位数のほかに、各当該学部の特性に応じて、一定の科目区分に応じた単位構成も卒業要件としている。

卒業要件については、オリエンテーションや学生・教務部窓口での履修相談の際、さらにはゼミ担当教員による指導を通して、学生への周知が図られている。また、その内容については「学生便覧」にも記載されている。

各学生が以上の単位の認定、進級及び卒業の要件を満たしているかどうかは、科目担当教員が厳正に行う単位の認定に基づき、教務委員会での協議を経て、最終的に各学部教授会において審議し、決定される。

また、本学は年間履修登録単位数の上限制（CAP制）を導入しているが、「資格関連科目」の単位数はこの上限に含めない。また、一定の時期に集中的に開講され、他の科目の自宅学習時間に影響を及ぼすことが少ない集中講義の科目については、上限制の適用を除外する。科目によっては、特別な事情がある場合も上限制の適用を除外することがある。

表3-1-3 両学部の卒業要件

学 部	学 科	卒 業 要 件
経済経営学部	経済経営学科	卒業に要する単位数は、学則第39条に基づき、下記の科目を含み124単位以上とする。 ①教養科目：必修5科目10単位及び選択必修2科目4

		<p>単位以上を含め 30 単位以上</p> <p>②共通専門基礎科目：必修 6 科目 12 単位を含め 20 単位以上</p> <p>③専門科目：必修 9 科目 20 単位を含め 46 単位以上</p> <p>イ 上記①～③の総単位数 96 単位を超えた単位については、自由単位とする。</p> <p>ロ 自由単位は、上記①～③の中か選択する。</p> <p>合計 124 単位以上</p>
健康福祉学部	社会福祉学科	<p>卒業に要する単位数は、学則第 39 条に基づき下記科目を含み 124 単位以上とする。</p> <p>①教養科目：必修 9 科目 14 単位及び選択必修 2 科目 4 単位を含め 24 単位以上</p> <p>②共通専門基礎科目：必修 7 科目 14 単位を含め 60 単位以上</p> <p>③専門科目：必修 8 科目 16 単位を含め 40 単位以上</p> <p>合計 124 単位以上</p>

【出典：令和2(2020)年度「学生便覧」】

年間履修登録単位数の上制限は、オリエンテーションの際、学生・教務部窓口での履修登録の際やゼミ担当教員による指導を通して学生に周知されている。また、その内容については「学生便覧」にも記載されている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、学生の学修支援を適切に行い、科目履修が円滑に行われるように支援していく。その際、単位認定基準、進級基準、卒業認定の各基準を学生に周知することを徹底し、かつ厳密に適用していく。そのためにはシラバスの記載に関して充実を図る必要があり、到達目標を明確にし、ICE モデルを活用しての評価を促進する。

遠隔学習などの影響により、単位取得が円滑に進まない学生に対しては、きめ細かい指導を実施していき、留年ないし退学に結びつかないように留意していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

全学および各学部のカリキュラム・ポリシーを策定し周知している

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーが一貫性を確保するよう策定されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

全学および各学部のカリキュラム・ポリシーを策定し周知している。シラバスを適切に整備している。また履修登録単位数の上限を設け、例外も設定している。

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育科目の最低履修単位数を定め実施している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

グループワークの実施など授業にアクティブ・ラーニングを取り入れ、シラバスにも明記している。また教授方法の改善を進めるためFD研修会を複数回実施している。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

教育課程の一層の体系化を促進した。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連性を明確にすることに努めた。個々の授業科目が、教育目標に掲げる能力の育成においてどの部分を担うのか、「履修系統図」をもとに確認した。

また、生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材を育成するため、教員と学生が意思疎通を図りつつ、ともに切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見して解を見出していく能動的学修（アクティブ・ラーニング）を促進した。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響があり、遠隔授業における授業方法の理解、促進のための研修活動に多くの時間を割く必要が生じた。モデルを用いた遠隔学習の理解と実践を学生、教職員が協働して組織的に研修していく時間は、教員にとっては授業方法等の改善・普及を図るうえで貴重な体験となった。この経験を活かした教授方法が学修場面で効果をあげるように努めていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
ICEモデルの実施

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果
のフィードバック

適宜評価となるテストを実施し、それをフィードバックしている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

これまで取り組んできた内容を充実させることが必要であり、その成果を共有する機会をFD研修の場を通じて図ってきた。学修者である学生にとっては、学修者自身にどのような成果があったのかをプログ（PROG）テストなどの客観的の検査により可視化できることが重要であり、その結果にもとづき学生は自己理解を深めていく。より適切な進路選択に関係しての新たな学習への動機づけとなったりする場合もある。学修ポートフォリオへの記載も含め、その過程で自らの学修成果を指導教員と共にフィードバックする時間が大切であるので、成果の可視化とそれをもとにした教員と学生との振り返りを充実させていく。

【基準3の自己評価】

本学の教育目的に則りディプロマ・ポリシーが策定され、併せてそれをもとに単位認定、進級、卒業認定が各基準に基づき厳正に適用されている。ディプロマ・ポリシーとの整合性がとられたカリキュラム・ポリシーも両学部とも整備、策定されている。これらの教育目的やアドミッション・ポリシーも含めたいわゆる3ポリシーは『学生便覧』やHP、入学時のオリエンテーションの場を通じて、学生、教職員に周知されている。

新型コロナウイルスの影響を受けたが、遠隔学習であっても、教育課程に基づき体系的な学修活動が展開された。遠隔授業、ハイブリッドな授業を行うなかで、FD研修を活発化させ、学修活動の充実を図ってきた。

学修成果を確認する方法は適宜工夫され、ICEモデルを援用した評価の方法は確立されており、学修成果のフィードバックを適切に実施している。引き続きこれらの成果をより効果的に扱うよう工夫し学生の学びの質を向上させることに努めていく。

これらのことから総合的に見て、基準3を満たしていると判断する。

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学校教育法の改正（平成27(2015)年4月1日施行）に伴い、本学の意思決定と業務遂行を円滑に実施するため、学長は教育研究部門の意思決定の最高責任者として、校務をつかさどり、所属教員を統督している【資料4-1-1】。学長は、その職務を円滑に遂行するため、命により職務を補佐する副学長を指名することができる【資料4-1-2】。また、全学に係わる事項について、学長は、東日本国際大学協議会（以下「大学協議会」という）を招集し、議長を務める【資料4-1-3】。

学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、教授会が意見を述べることとなっている。

1. 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
2. 学位の授与に関する事項
3. 全各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見をくることが必要なものとして学長が定めるもの（次節4-1-②に記載）。

学長は、副学長、学部長と定期的に学部長会を開催し、情報の共有を図っている。学部長は学部に関する教務及び学生指導に関する事項をつかさどり、毎月定例の学部教授会を招集し、その議長となる。これらが有効に機能することにより、学長のリーダーシップが適切に発揮されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は、建学の精神である儒学を根幹として、世界の平和と人類の福祉を基調とする経済学ならびに社会福祉学を教育・研究することを目的とし、「基礎的専門性を備えた学士」を養成するため、大学協議会のもとに合同教授会および学部教授会を設置し、大学全体の方針にしたがって、学部での教育活動が行われる態勢を整えている。

学長は、教育研究部門の意思決定の最高責任者として校務をつかさどり、所属教員を統督する権限を有し、その責任を負う理事として学校法人の理事会に参加している。

副学長は学長の命を受け校務をつかさどり、大学および学部運営の調整を図っている。学部長は学部に関する教務及び学生指導に関する事項をつかさどり、毎月定例の学部教授会を招集し、その議長となる。

本学においては、重要な事項を審議する機関として、大学協議会が置かれている。大学協議会は学長の諮問機関であり、その重要な協議事項としては、学則その他重要な規則の制定及び改廃に関する事項、学部、学科の組織等に関する事項、教員人事の基準及び調整に関する事項、全学に関する各種委員会委員の選出に関する事項、学生の定員に関する事項、学生の厚生・学生の指導及びその身分に関する事項、学部及びその他機関の連絡調整に関する事項、学長の諮問に関する事項となっている【資料4-1-6】。なお、上記の大学協議会の決定事項は、理事会の承認を得るものとされている。

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとして、毎月開催されている。

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

なお、本学において(3)は、平成30年7月5日付の学長裁定により、次の5項目となっている。

- (3-1) 学則の変更に関する事項
- (3-2) 教育課程および試験に関する事項
- (3-3) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (3-4) 学生の課外教育活動に関する事項
- (3-5) 学長の諮問に関する事項

本学においては、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整え、大学協議会、教授会を通じて、大学の意思決定を行い、大学の使命および目的に照らして適切な教学マネジメントを行っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントを実施する機関として、年度当初に原則として教員と職員を委員とする委員会を構成し、委員会の業務について教授会で審議または報告することで、

表4-1-1 令和2年度 東日本国際大学委員会

	委員会名	委員長	副委員長	委員
1	自己点検・評価委員会	学長	大学事務局長	教員8名、職員1名

2	教務委員会	教員	教員 2 名	教員 9 名、職員 1 名
	カリキュラム小委員会	教員		教務委員会と同じ
3	FD 委員会	教員	教員	教員 1 名、職員 1 名
4	学生委員会	教員	教員	教員 9 名、職員 3 名
5	衛生委員会	中山	中村(隆)	教員 7 名、職員 2 名
6	入試委員会	学長	副学長 3 名	教員 6 名、職員 2 名
7	国際委員会	職員	教員 2 名	教員 5 名、職員 3 名
8	図書委員会	教員	教員	教員 3 名、職員 1 名
9	ICT 委員会	教員	教員	教員 2 名、職員 1 名
10	資格取得支援委員会	職員	教員	教員 4 名、職員 1 名
11	キャリア形成委員会	教員	教員	教員 6 名、職員 2 名
12	高大連携委員会	職員	教員	教員 4 名、職員 1 名
13	実習委員会(教職)	教員	教員	教員 3 名、職員 1 名
	実習委員会(福祉)	教員	教員 2 名	教員 5 名、職員 3 名
14	教員資格審査委員会	学長	副学長 3 名	教員 2 名
15	研究推進委員会	教員	教員	教員 4 名
16	大学協議会	学長	副学長 3 名	教員 7 名、職員 4 名
17	障害学生支援委員会	教員	教員	教員 4 名、職員 3 名

校務をつかさどる学長および学部長の教学マネジメントの機能を高める枠組みとしている。

また、教学マネジメントの遂行に必要な職員（局長級を除く）を、総務部 4 名、経理部 5 名、広報企画部 4 名、国際部 4 名、教務部 4 名、学生部 2 名、キャリアセンター 2 名、図書館、保健管理センター、エクステンションセンター、東京事務所、寮に各 1 名、合計 30 名を配置している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

中期計画に基づき大学運営が進められていくが、今後も引き続き多様化する学生実態を踏まえ 4 年間にわたる教育の質を高めることに努める必要がある。また、想定していなかったコロナ禍にあり、教学面から学修環境をいかに整えていくかなど大学を取り巻く情勢の変化に的確に対応するためにはますます組織的に連携のとれた体制づくりが求められる。そのためにも第一に学長のリーダーシップが適切に図られる必要があり、現在、大学の意思決定および学長の適切なリーダーシップを発揮するための教学マネジメント体制を構築しているが、一部規程等の整備が必要な部分がある。このことをより明確に可視化していく。こうした改善を進め、大学協議会、教授会、各種委員会の連携を進め機能強化を図ることが重要である。とりわけ各種委員会の果たす役割は学生実態に対応する実際的なセクションとして重要であり、その機能の向上をいかに図るかが喫

緊の課題となっている。さらに学長がリーダーシップ機能を適切に果たせるための体制整備として日頃から教職協働の実践の蓄積が必要である。このことに関係して、職員配置と役割を明確にした教学マネジメントの推進、意思決定の権限の整備、FD/S D研修会を充実させていくことが重要な取組となる。現実に抱える課題に対処する方策を検討するうえで他大学の実践から学ぶことも推進する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の令和2(2020)年度の学部・学科構成は、経済経営学部の1学科（経済経営学科）及び健康福祉学部の1学科（社会福祉学科）である。令和2（2020）年5月1日現在における本学の教員編成は、教授27人、准教授15人、講師4人、助手1人の計47人である。

本学の専任教員数及び教授数は、下掲の通り、大学設置基準に定める各学科及び大学全体に必要な専任教員数を充足している。また、各学部・学科のすべてにわたって大学設置基準で定める教授数以上の教授が確保されている。なお、附属組織としての留学生別科、エジプト考古学研究所及び東洋思想研究所に所属する専任教員に、その専門性に応じ、学部教育の一部を兼担する教員がいる。

教員の専門性について、経済経営学部においては、教育目標である「経済や社会、企業の仕組みを理解し、ICTの知識・技術を駆使して問題を発見・解決できる人材を育成する」を達成するため、各分野に適切に教員が配置されている。また、教育研究に従事してきた教員及び企業での実務経験をもつ教員をバランスよく配置している。

健康福祉学部においては、教育目標「社会福祉専門職の養成ならびに社会福祉全般に寄与する人材の育成」を達成するため、各分野に適切に教員が配置されている。教育研究に従事してきた教員、及び福祉現場で豊富な知見を積んできた教員（あるいは今もなお福祉現場と関わりをもっている教員）が適切に配置され、理論に基づいた実践的な教育を行っている。

教員の年齢構成について、大学全体では61歳以上の年齢層の占める比率は34.0%、51歳から60歳は31.9%、41歳から50歳は21.2%、40歳以下は12.7%であり、若干高齢の割合が高い傾向はあるが、おおむね適切な年齢構成となっている。

①教員数、専任教員一人あたりの学生数

（令和2年5.1現在）

学部等	専任教員数 (A)		非常勤教員数 (B)		専任比率 (A)/(A)+(B)	学生数 (C)	専任教員一人あたりの学生数(C)/(A)
	男	女	男	女			
経済経営学部	19	5	19	2	53.3%	577	24.0
健康福祉学部	12	4	5	1	72.7%	246	15.4
東洋思想研究所	2	0	0	0			
エジプト考古学研究所	2	0	0	0			
高等教育研究開発センター	1	0	0	0			
留学生別科	0	2	1	3	33.3%	23	11.5

大第

4条から第8条(*)までに規定する資格を有する者について、人格、識見、研究並びに教育の能力及び業績、経歴、学会並びに社会における活動、健康状態等総合的に審査して行うものとする」(*)第4条から第8条までには職位別（教授、准教授、

講師、助教、助手）の資格が規定されている）と、明確に定められている。

また、経験（教歴年数）及び業績（論文数）等の定量的基準が、「東日本国際大学教員資格審査委員会規程」第6条により明確に定められている。

教員の採用・昇任に係る資格審査は、「教員資格審査委員会」において、上記の「東日本国際大学教員選考規程」及び「東日本国際大学教員資格審査委員会規程」に定められている基準に基づき、以下の手順により行われ、適切に運用されている。

採用については、学長により資格審査委員が委嘱される。資格審査委員には、学長、副学長、学部長、学科長、専任教授のほか、必要に応じて、当該候補者の専門領域に造詣の深い教員を案件ごとに加えることができる。学長により資格審査委員会が招集され、採用について審議し、結果を大学協議会へ報告、大学協議会の審議に基づき、学長が理事長に申請し、理事長が決定し、教授会へ報告する。昇任については、年度ごとの履歴書、教育研究業績書に基づき、学部長が昇任候補者を選出する。（以降は上記の採用の手順と同様。）

なお、教員採用の応募形態については、これまで地方の小規模な大学である本学に求められる社会的、教育的なニーズを勘案した紹介もあるが、基本的には公募を行うこととしている。採用の際には上記の「東日本国際大学教員選考規程」及び「東日本国際大学教員資格審査委員会規程」に基づく審査を経なければならない。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症に対する対策として、遠隔授業の導入が焦眉の課題となった。従来のFD/SDでは、教室・研究室等における対面式の授業と演習を前提とし、その内容・方法の改善と教職員の能力開発を目的としたものが主流だった。それに対し、全科目への遠隔授業の導入は、オンラインでの教材の提供、課題のオンライン提出による出席のカウントなど、全教職員が新たに共通のプラットフォームを用いて授業の準備、実施、成績の評価を行うという授業そのものの再構築を必要とするものであった。

令和2(2020)年2月に設置された本学校法人の新型コロナウイルス感染症対策本部（コロナ対策本部）は、令和2(2020)年度の本学の授業開始を4月20日としていた【資料4-2-3】が、4月7日に政府が新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく「緊急事態宣言」が初めて発出されたのを受け、授業開始を5月7日に改めた。

その間、本学の高等教育研究開発センター、教務部、電算室はコロナ対策本部の方針に沿って、Moodleをプラットフォームとする遠隔授業を実施するため、全教員と教務関係職員を対象として4月15日にMoodleでの「遠隔授業」についてのFD/SDを実施し【資料4-2-6】、6月2日には創意工夫やノウハウの共有を目的としたオンラインでのFDを実施している。

表4-2-1 FD・SD研修会（遠隔授業に関するもの）

開催日	場 所	研修の概要	参加者
4月15日	本学、オンライン併用	Moodleでの「遠隔授業」	本学教職員
6月2日	本学、オンライン併用	Moodle「遠隔授業」のフォローアップ	本学教職員
8月18日	本学、オンライン併用	パワーポイントによる講義レジュメ動画の収録方法、令和2年度秋学期授業の実施ガイドライン	本学教職員

さらに、秋学期に向けては、8月遠隔授業の効果を高めるために、動画を用いる方法についてのFDを行った。その骨子は、授業レジュメのPDFファイルの作成・配布、授業レジュメを説明する動画の作成、各回の出席を判定するための提出課題の作成であった。これらを授業実施のガイドラインとすることで、遠隔授業に基づいた学修の枠組みが整ったといえる。

このように、令和2(2020)年度の教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施は、対面授業に代わる遠隔授業の設計、準備と実装および運用のためのFDを中心に実施された。

他方で、従来型の集合研修による講習やワークショップの実施は、密集を避けるため多くが見送られた。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

経済経営学部、健康福祉学部では教育目的及び教育課程に即して教員の採用、昇任を行ってきたが、教育課程変更や将来状況（教員の年齢構成など）を的確に捉えつつ、計画的かつ適切に補充等を進めていく必要がある。

令和2(2020)年には、新型コロナウイルス感染症に対する対策として、遠隔授業の導入と効率的な実施が必要となった。FDについても、遠隔授業の方法を習得が教育課程を維持する上での過大となったほか、教育改革事業の継続的实施に関係して、学修成果を高めその結果として質保証を確保するための研修の場を設けてきた。今後もその成果を活かした実践を継続していく。そのためにも得られた成果を検証し、さらに優れた学修支援にするための改善を図っていく。このことに関係して重要な役割を果たすのがFD/SD研修会であり、計画的に開催し共通理解を図ってきたが、引き続き本学の教育の質を高めるために研修を継続し、同時に研修の質を高めていく。

教員評価については、より客観的でより公正な評価となる方法を目指し改善を進める。

表 4-2-2 FD・SD研修会（遠隔授業以外のテーマ）

開催日	場 所	研修の概要	参加者
4月16日	本学、オンライン併用	特別講演（「令和」の話だったか？）	本学教職員
6月22日	本学、オンライン併用	孔子祭	本学教職員
交誼会研修会は、新型コロナウイルス感染症予防のため実施を見送り			

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3 職員の研修

4-2-②に記載の通り、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症に対する対策として、遠隔授業の導入が焦眉の課題となった。

職員の研修についても、遠隔授業に用いる Moodle を前提として、全科目について課題のオンライン提出による出席のカウントなど、教育課程の実施、成績の評価を行う業務フローの再構築が優先課題となった。教員を対象とした FD と同様に、職員を対象とした SD でも、遠隔授業の導入と教育課程の運営管理を維持することが求められた。

遠隔授業への対応について、教員・職員が一体となって、FD/S Dを受講したのと同様に、表 4-1-1 の通り、委員会活動でもほとんどの委員会に職員がメンバーとして参加しており、教育研修においても多くが FD/S Dとして教職ともに研修に参加し、委員会活動に取り組んでいる。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境変化が進む中で、変化に対応できる大学職員としての見識と専門性がさらに求められる時代になっていく。大学で学ぶ学生支援につながる教職員の意識を高めために、人材育成の観点からも研修活動に力を入れていく必要がある。教職協働の必要性から FD/SD 研修のあり方を検討し、研修会の充実を図っていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4. 研究支援

教員に対する研究支援については、「東日本国際大学教員研究費規程」及び「東日本国際大学教員研究旅費規程」に基づき、教員それぞれの研究に必要な経費、学会出張等に必要となる旅費を支援している。また、科学研究費補助金等の公的研究費の申請・獲得を奨励している。公的研究費を申請した者には 5 万円の増額、さらに採択されて公的研究費を受給する者には 10 万円の増額を行っている。

また、「東日本国際大学学長裁量経費に関する規程」を制定し、本学の教育改革のための調査研究に対する経費を公募により募り、その中から優れたものについて学長が採

択している。さらに、「東日本国際大学研究紀要規程」を制定し、教員の研究成果の発表の場をつくっている。一方、教員の研究活動に関連する不正等を防止するため、「東日本国際大学公的研究費の使用・管理に関する規程」及び「東日本国際大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」を制定している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

基本的に「東日本国際大学教員研究費規程」及び「東日本国際大学教員研究旅費規程」に基づき、研究活動を支える環境整備、適切な資源配分が行われている。また、「東日本国際大学学長裁量経費に関する規程」を制定し、本学の教育改革のための調査研究に対する経費を公募により募り、その中から優れたものについて学長が採択する仕組みを設けている。ただし、積極的に応募する件数が少なく、大学独自の取組だけに科研費と同様に積極的な応募を促す取組が課題となっている。

教員の研究活動に関連する不正等を防止するためのFD活動を行っているが、研究の質に関係して重要であるだけに引き続き充実を図っていく。

[基準4の自己評価]

学長のリーダーシップのもと大学協議会、教授会、各種委員会が機能している。副学長の役割については、総合的に学長を補佐する役目を果たしているが、機能分担をはかり、より効率よく機能する仕組みを明確にすることが課題となっている。

また本学の教育目的の達成を図ることや、教育課程に即した教育を行うためには、それに相応しい教員の確保が必要であり、全学的な年齢構成を考慮した計画的な教員の確保ならびに質の充実を図ることが重要である。

教職協働の認識を高める機会としてFD/SD研修会の充実が図られているが、引き続き、全学的な課題解決に向けて教員および職員が参加して取り組む教職協働の活動を増やす必要がある。

研究活動を支える環境整備、研究費の配分、研究倫理面の研修活動はいずれも適切に行われている。

令和2年度の自己点検・評価作業を終えて『総括』

本学の主に教学関係に焦点をあて評価してきたが、基本的に教育目的に則り、3ポリシーが相互に関連して機能している。また、これらのことは学生に適宜周知されている。

学修活動には ICE モデルが適用され、シラバスにも明記するようになった。学生にはモデルを通じて学修の目的や展開が捉えやすくなった。

新型コロナウイルス感染所の影響は大きかったが、教職員、学生ともども遠隔学習に少しずつ適応し、教育課程に基づく体系的な学修活動が展開された。多様な事態に備えられるように、ハイブリッドな授業を行うなかで、FD 研修を活発化させることで、感染症の影響を出来るだけ少なくすることに努めた。

感染症の影響は、一方で、教学マネジメントの強化を図ることにつながる機会にもなった。学長がリーダーシップを図り効率よくマネジメントを発揮するためには、より効率よく機能する仕組みを作り上げていく必要がある。このことから規程の見直しを含め継続的に PDCA を進めていくことが確認された。